

第 1 1 回日南市農業委員会総会議事録

1 開催日時・・・令和 4 年 4 月 2 8 日（木）
9 時 3 0 分から 1 1 時 0 3 分

2 場 所・・・まなびピア

3 出席委員・・・農業委員 1 9 名
農地利用最適化推進委員 1 3 名

4 欠席委員・・・なし

5 議事

議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画について

議案第 5 号 非農地証明願について

6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9 : 3 0	議 長	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、ただ今から、第 11 回日南市農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席農業委員は 19 名、農地利用最適化推進委員は 13 名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に 1 番井上友和委員、2 番田端功委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第1号から議案第5号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	提案理由の説明の前に議案の修正がございますのでお願いします。総会資料1ページ、議案第1号農地法3条の許可申請につきまして、受付番号8番と受付番号9番につきましては、申請者本人から取り下げの申し出がありましたので、削除をお願いいたします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました8件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番から7番、10番は経営規模拡大のためとなっております。 次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました2件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番、2番は植林のためとなっております。 次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました14件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番から4番、6番、10番、13番、14番は植林のため、受付番号5番は駐車場用地・その他のため、受付番号7番から9番は一般個人住宅用地のため、受付番号11番、12番は倉庫・資材置場用地のためとなっております。 次に、議案第4号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、4件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が4件となっております。

10:10	事務局	す。 次に、議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました2件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番、2番は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として証明するものであります。以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について8件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10番稲山です。受付番号1番、2番について譲受人が一緒ですので一括して説明します。4月22日、譲受人立ち会いのもと現

稲 山	地調査しました。申請地は、酒谷地区坂元で、道の駅酒谷から坂元棚田に向けて1km程進んだ坂元棚田入口に位置する水田です。4筆すべて管理が行き届いていました。譲受人は坂元出身で住居は板敷ですが、坂元に居住されているご両親と一緒に現在50aの水稲栽培をされています。木材業との兼業農家です。受付番号2番については道の駅酒谷から2km入った坂元集落上手の水田です。譲渡人は、管理ができないため所有権を移転したいとのことです。同地区は坂元棚田保存会があり、申合せ事項に従って作業を行うよう指導しました。問題ないと思います。ご審議お願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号3番から7番について担当委員より報告願います。
南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。まず、受付番号3番から6番まで申請地が隣接していますのでまとめて説明します。4月25日、飢肥地区担当の山口委員の協力を得て、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、飢肥地区楠原で、国道222号線を飢肥方面から酒谷方面へ向かい、山ノ口橋の信号を左折し広域農道を上限谷方面へ1km程進んだ左側の農地になります。譲渡人は経営規模縮小です。問題ないと思います。 次に受付番号7番について説明します。申請地は、細田地区塚田で、県道54号線を酒谷方面へ向かい、下塚田橋から1.5km程進んだ乾燥精米施設の裏の農地になります。4月25日譲受人立会いのもと現地調査しました。譲渡人には4月26日に電話で確認しました。受付番号3番から7番は譲受人が同じで、果樹農家で経営規模拡大です。問題ないと思います。ご審議お願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号10番について、担当委員より報告願います。
池 田	はい、11番池田です。受付番号10番について説明します。4月26日、譲受人、譲渡人双方に確認し現地確認しました。申請地は南郷町賛波地区で、県道448号線を賛波方面へ向かい、賛波中バス停手前を右折し200m程入った畑です。譲受人は、みかん、水稲栽培をされており、経営規模拡大です。周辺に経営農地があり一緒に管理していきますとのことです。問題ないと思います。ご審議よろし

10:15	池 田	くお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第1号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、12番歌津です。まず、受付番号1番について説明します。4月22日、申請人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は東郷地区風田で、国道220号線沿いの障がい者福祉施設前の信号機から山側に市道を約300m進んだ正面の杉林の一画になります。申請地は、申請者の居住地から離れており高齢で耕作できず、鳥獣被害もあることから、今後は山林として管理していくとのことです。付近は山林化しており、農地への影響はありません。境界付近は土砂の流出を防ぎ、今後付近に被害が発生する場合は直ちに対応し被害を防除するとのことです。事後申請ですので、始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番についてですが、私に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により退席します。議事進行を山元代理にお願いします。
	会長代理	（会長退席） それでは、私の方で進行させていただきます。受付番号2番について担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号2

10:19	平 部	番について説明します。4月24日、申請人立会いのもと現地確認しました。申請地は、南郷町谷之口地区で JR 日南線谷之口駅より西へ約 1km 進んだ所です。昔は田が何枚かあったであろうという場所です。周りはすでに荒廃しており周囲に影響を与える農地はなく、やむを得ない案件だと思います。今後は、くぬぎを植栽し管理することです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	会長代理	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	会長代理	では、議案第 2 号、受付番号 2 番について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号、受付番号 2 番は原案どおり許可相当とすることに決定しました。ここで谷口会長の退席を解きます。
		(谷口会長 着席)
	議 長	では、受付番号 2 番を除く担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、受付番号 2 番を除く議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、受付番号 2 番を除く議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
10:19	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について 14 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10 番稲山です。まず、受付番号 1 番について説明します。4月21日、譲受人立会いのもと現地調査しました。譲渡人には電話で確認しております。申請地は飢肥地区板敷の飛ヶ峯です。飢肥駅

	稲 山	より北へ約 1km の東側の山林地帯の一画です。周囲は杉の山林になっています。50～60 年の杉が植林されていました。地目は畑ですが、譲渡人の先代が無断で植林されたとのことです。譲受人は、造林業を営んでおり、伐採後は植林するとのことです。始末書も添付されています。問題ないと思います。 続いて、受付番号 2 番について説明します。4 月 21 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は飢肥地区板敷の太田川です。今町橋より東へ約 1km 進んだ市道飢肥北郷線の道路沿いです。以前は畑として利用されていたようですが、現在は耕作されておらず、維持管理のみされている状態でした。譲受人は、くぬぎを植林したいことです。道路沿いで近くに民家がありますので苦情がでないよう管理をお願いしました。また、地目が畑ですので植林後地目変更するよう指導しました。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番、4 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。まず、受付番号 3 番について説明します。4 月 22 日、譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷 1 区で、国道 222 号線を飢肥から酒谷へ進み、県道 54 号線に入り 700 m 先を左折し、榎原方面に 400m の所にある市道を 200m 進み、そこから南へ徒歩 5 分の所です。譲受人は、造林業を営んでおり、譲渡人からの依頼で今回の申請となりました。周囲は山林化しており、今後は山林として適正管理していくとのことです。始末書も添付されています。問題ないと思います。 次に、受付番号 4 番について説明します。4 月 22 日、代理人立会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷 3 区で、国道 222 号線沿いにある造林会社事務所から、西へ約 700m 進んだ所にあります。譲受人の依頼で今回の申請となりました。周囲は山林化しており、今後も山林として適正管理していくとのことです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。

山 口	はい、16 番山口です。受付番号 5 番について説明します。4 月 22 日、譲渡人に電話で確認し、譲受人立会いのもと現地確認しました。譲渡人は東京在住の方で、譲受人は、宗教法人で幼稚園を経営しています。幼稚園児運動場と駐車場を広くするために譲渡人から購入するそうです。申請地は、飢肥地区今町二丁目で、今町交差点から北郷方面へ 300m 進んだ左側の幼稚園の裏側になります。北側と東側は民家に接し、南側は民家と出入口道路、幼稚園敷地と接しています。雨水は自然浸透処理及び排水溝に流します。周囲に土砂等で被害が及ぶ場合は早急に対応するとのことです。周囲は宅地化しており農地への影響はありません。問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います
向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 6 番について説明します。申請地は酒谷地区石原で、国道 222 号線沿い右側の市道石原線から小松山登山道を 1.7 km 進み、右手に約 100m 入った所になります。譲渡人、譲受人には 4 月 22 日に電話確認しました。譲渡人は高齢で管理が出来ない為、譲受人に売却することになりましたが、農地転用の手続きをせず杉を植林していたことが判り今回の申請に至ったとのことです。譲受人とは 4 月 23 日に現地確認しました。3 年後ぐらいに伐採し、伐採後は再び杉を植林し適正管理していくとのことです。周囲は山林化され、影響を与える農地はありません。始末書も添付されており問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 7 番、8 番について、担当委員より報告願います。
山 本	はい、17 番山本です。まず、受付番号 7 番について説明します。4 月 21 日に譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、吾田地区西弁分後河内で、後河内公民館から西へ 150m 程の所です。譲渡人には電話で確認しました。譲渡人は譲受人の要望で手放すとのことです。譲受人は現在家族 8 人で居住しており、手狭なので申請地に住宅を建築する計画です。建築にあたっては、周囲をブロック塀で囲み付近に土砂等が流出しないようにし、生活排水は合併浄化

	山 本	槽を設置し、雨水は道路側溝に放出し周辺農地に影響がないような計画となっています。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 8 番について説明します。4 月 23 日、譲渡人に電話で確認しました。申請地は、吾田地区西弁分五丁目です。県道沿いの管工事設備会社の西側 100m の所です。譲渡人は財産整理で手放すとのことです。譲受人は現在三股町のアパートに居住しており職場は北郷にあります。車で通勤していますが、実家の隣の土地が売りに出ているので購入し家を新築する計画です。建築にあたっては、南側は畑ですが 1m 程高く L 型擁壁が設置してあります。土砂の流出はありません。西側と北側は宅地です。東側は工場があり側溝も設置されています。生活排水、汚水は合併浄化槽を設置し、雨水は道路側溝に放出する計画となっています。問題ないと思います。なお、この案件は、先月父親の名義で申請があり許可相当となりましたが、申請地に子供の住宅を建設することであった為、県申請後、県指摘があり本人申し出により取り下げされたものです。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、2 番田端です。受付番号 9 番について説明します。4 月 21 日に譲渡人、譲受人に確認し現地調査しました。申請地は、吾田西三丁目です。歯科医院の隣の土地です。譲受人は現在家族 5 人でアパートに居住していますが、手狭になった為土地を購入し住宅を新築する予定です。周囲はすべて住宅です。境界にはブロック塀を設置し、生活排水は日南市公共下水道に流します。譲受人名義は外 1 名となっていますが、妻との共有です。土地改良区の意見書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番、11 番について、担当委員より報告願います。
	平 賀	はい、14 番平賀です。まず、受付番号 10 番について説明します。4 月 22 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。譲渡人は市外在住の為、4 月 24 日電話で確認しています。申請地は、東郷地区東弁分で、県道日南高岡線沿いの東弁分交差点を北郷方面へ 200m 進み、

平 賀	右折し谷川沿いに約 50m 進んだ右手にある急傾斜地です。地目は畑ですが急傾斜地で鳥獣被害等もあり、耕作が困難だったことから譲渡人の亡父が杉を植林したとのことです。始末書も添付されています。今後は山林として適正管理していくとのことです。周囲は山林化しており、影響を与える農地はありません。問題ないと思います。 続いて、受付番号 11 番について説明します。4 月 22 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。譲渡人は市外在住の為、4 月 24 日電話で確認しました。申請地は、東郷地区益安で、市道東郷益安線沿いの益安交差点から J A はまゆう選果場方面へ約 200m 進み右折してすぐの水田です。現在建設中の東九州自動車道沿いにある三角形の買収残地であるため、耕作には不向きな農地です。なお、農地に隣接する農道には東郷土地改良区のパイプライン本管が埋設されています。譲受人の東郷土地改良区は、申請地を東郷土地改良区の倉庫、資材置き場として利用し、雨水等は隣接する排水溝に流すとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 12 番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 12 番について説明します。4 月 21 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は鶴戸地区伊比井で、国道 220 号線を宮崎方面へ向かい伊比井橋を左折し約 100m 先の林道脇です。譲受人は建設業を営んでおり、数十年前から資材置き場兼駐車場として利用しているとのことです。雨水は自然浸透処理及び林道横の側溝に排水しています。今回譲渡契約を結ぶにあたり地目変更がされていなかった事が分かり申請に至ったものです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 13 番について、担当委員より報告願います。
杉 本	はい、5 番杉本です。受付番号 13 番について説明します。4 月 24

10 : 38	杉 本	日、譲渡人に電話確認し、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、細田地区萩之嶺で、萩之嶺バス停から滝ヶ平という山の方向へ農道を約 1km 進み、突き当りから約 50m 手前の右側になります。譲受人は林業を営んでいます。譲渡人から売却の話がありましたが、地目変更されていないことが判り今回の申請となりました。申請地は、鳥獣被害多いことや周囲の山林化による日照不足により、譲渡人の父が平成元年に転用許可の必要性を知らず杉を植林したとのことです。取得後は、山林として適正管理し適期に伐採し再度植林していくとのことです。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 14 番について、担当委員より報告願います。
	日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 14 番について説明します。4 月 26 日、譲渡人、譲受人立会いのもと現地調査しました。申請地は、細田地区毛吉田で上毛吉田地区研修センターから山沿いの農道を北へ約 1.5km の山頂付近です。周辺は 40 年生程の杉が植林されていました。譲受人は林業を営んでおり土地ごと山林を購入しましたが、地目変更されていないことが判り今回の申請に至ったそうです。譲渡人の父が 40 年程前に植林したもので農地であることは知らなかったそうです。周囲に影響を与える農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画について 4 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について、担当委員より報告願います。

南	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号 1 番、2 番について借受者と場所が同じですので同時に説明します。申請地は南郷地区津屋野です。国道 220 号線中村交差点を串間方面へ向かい、最初の信号を右折し、桜木橋を渡り約 1km の果樹園です。4 月 25 日に貸付者、借受者立会いのもと現地調査しました。借受者と受付番号 1 番、2 番の貸付者は父親と祖父です。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
谷 口 (宏)	はい、9 番谷口です。受付番号 3 番について説明します。4 月 26 日、貸付者に電話で確認し、借受者立会いのもと現地調査しました。申請地は細田地区塩鶴で、大堂津橋から南郷方面へ 400m の左手の農地です。貸付者は経営規模縮小です。借受者は、ハウス金柑、露地金柑、水稻を栽培されており、申請地にはコシヒカリが植えてあり綺麗に管理されていました。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
井 上 (英)	はい、13 番井上です。受付番号 4 番について説明します。4 月 21 日、借受者立会いのもと現地確認しました。申請地は細田地区塚田で、大窪公民館から県道 3 号線を塚田方面へ約 2km 進み、右側の柑橘園を通る作業道を約 300m 進んだ所です。現況は雑草が生い茂る更地ですが、約 2 年前まで貸付者が柑橘を生産していたとのことです。高齢で管理ができないとのことで、昨年伐採されたそうです。借受者は、農地所有適格法人で常時雇用の作業者がおり、適正な経営管理をされています。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、利用権設定について、

10:42	議 長	計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第5号、非農地証明願について、2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6番金丸です。受付番号1番について説明します。4月22日に代理人立会いのもと現地調査しました。申請地は酒谷4区です。向田公民館から北へ約100mの所にあります。耕作放棄地で森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると判断しました。非農地証明は問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	井 上 (英)	はい、13番井上です。受付番号2番について説明します。4月21日に所有者立会いのもと現地調査しました。申請地は大窪地区宿之河内で、宿之河内公民館から北へ約500m進み、左へ約150mの果樹園の中心を通る幅約2.5mのバラス敷きの道路です。昭和30年頃先代が地区の作業道として提供しています。また、申請地から作業道路が延長されており重要な道路であることから、非農地証明は問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	議 長	私からよろしいでしょうか。受付番号2番の道路ですが、最終的に誰が管理することになるのでしょうか。 そのあたりが分かれば教えてください。
	井 上 (英)	はい、そこまでは、確認しておりませんが、延長がコンクリートですので地区で管理すると思います。
	議 長	非農地証明を出すのは適当なのですが、その後のことも注視していただきたいと思います。

10 : 45	議 長	他に質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号は原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。
11 : 03		《報告事項》
		終 了

第11回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議長

谷口 光彦 

署名委員

井上 友和 

田端 功 